

令和元年第4回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年12月13日(金曜日)午後2時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度長南町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第 4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度長南町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について)
- 日程第 6 議案第1号 長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第3号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第4号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて
- 日程第10 議案第5号 令和元年度長南町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第11 議案第6号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第7号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	宮 崎 裕 一 君	2番	林 義 博 君
3番	河 野 康 二 郎 君	4番	岩 瀬 康 陽 君
5番	御 園 生 明 君	6番	松 野 唱 平 君
7番	森 川 剛 典 君	8番	大 倉 正 幸 君
9番	板 倉 正 勝 君	10番	加 藤 喜 男 君
11番	丸 島 な か 君	12番	和 田 和 夫 君
13番	松 崎 剛 忠 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	教	育	長	小	高	憲	二	君									
総	務	課	長	土	橋	博	美	君	企	画	政	策	課	長									
田	中	英	司	君	税	務	住	民	課	長	鈴	木	隆	生	君								
福	祉	課	長	仁	茂	田	宏	子	君	健	康	保	険	課	長								
河	野	勉	君	産	業	振	興	課	長	岩	崎	彰	君	農	地	保	全	課	長				
高	德	一	博	君	建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸	康	君	ガ	ス	課	長				
大	杉	孝	君	会	計	課	長	浅	生	博	之	君	学	校	教	育	課	長	川	野	博	文	君
学	校	教	育	課	主	幹	大	塚	猛	君	生	涯	学	習	課	長	三	十	尾	成	弘	君	

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	大	塚	孝	一	書	記	片	岡	勤
書	記	鶴	岡	理	央							

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。
本日が最終日となりますので、よろしくお願いします。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和元年第4回長南町議会定例会第2日目を開会します。
本日の会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、
通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。
本日の質問順位は6番です。

◇ 森 川 剛 典 君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。
7番、森川剛典君。

[7番 森川剛典君質問席]

○7番（森川剛典君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。
一連の台風の被害についての質問が一番最後になりますので、なるべく重複を避けて、多くの被害を見てきた、また多くの被災者の声を聞いてきた町民の負託を受けた議員として発言をしていきます。
それでは、最初の件名、災害の救済及び復旧・復興について、要旨の1から伺います。
今回の台風15号、19号及び21号の大雨で、町の多くの方が被災を受けましたが、この間の災害は町民にとっては皆同じ災害です。救済や復旧については、同じように考えるべきだと思いますが、激甚災害などの指定も含めて同一に扱うのか、お聞きして確認をしたいと思います。お願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。
産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。
千葉県では、台風15号、19号そして10月25日の21号によりまして、近年にはない被害が発生したところでございます。特に本町では、10月25日の台風21号によりまして、300ミリを超える記録的な雨量を観測し、山地崩壊による住宅の倒壊、床上浸水など大災害に見舞われたところでございます。この災害では、住宅敷地への

山地崩壊が約200件という多くの被害が発生いたしました。台風15号、19号でも山地崩壊の被害は、数件の通報がありましたけれども、この2つの台風では、強風による家屋への被害が多数発生したところでございます。

10月25日の台風21号では相当量の雨量がありまして、山地崩壊の被害が甚大であることから、この台風21号による大雨を対象として住民の生活安定のため、新たに土砂撤去補助金交付要綱を制定したものでございます。補助要綱の制定に当たっては、どの災害をどのような被害に対して補助対象とするのか、その対象範囲を決めさせていただくこととなります。台風災害は、その勢力、進路、または雨量など、状況により被害の内容に違いがありますので、今回制定した土砂撤去補助制度は、特に山地崩壊の被害件数が多く発生いたしました10月25日の大雨被害を対象とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 被害の内容が台風によって違うということですが、具体的な例で申し上げますと、被災住宅修繕緊急支援事業補助金は台風15号から21号までとなっていますが、今回、町が独自に支援を考えてくれました崩落土砂等撤去費補助金は台風21号のみが対象のようですが、15号、19号でも同じ崖崩れが発生し、被害は数件該当するものがあるようです。私は、どちらも同様に15号の時点から運用すべきだと思いますが、考えをお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） お答えをさせていただきます。

台風15号の時点から適用すべきだというお考えのことです。

9月9日の台風15号の強風により、千葉県下では先ほど申したとおり、家屋の屋根などの被害が多く発生したところでございます。被災住宅修繕緊急支援事業補助金、これは住宅を直す補助金ですけれども、この屋根が壊れたという被災状況から国と県が協議をいたしまして、既定の住宅耐震改修補助制度の要件を拡大して、国の補助金に県、町が上乗せをするということで、住宅修繕補助金が始まったということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、補助制度はどの災害をどのような被害に対して補助対象にするのか、その対象範囲を決めさせていただくこととなりますので、今回制定した土砂撤去補助制度につきましては、10月25日の大雨により山地崩壊の被災状況が特に甚大でありますことから、この被害件数が多く発生した10月25日の大雨を補助対象ということでさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） それでは、町長にお聞きします。

崩落土砂等撤去費補助金要綱の第9条に、この対象事業に類似する内容で自然災害等の被害状況が特に甚大であるもの及びやむを得ない理由等があるものについては、町長はこれに準じて救済することができることとするとありますが、今回、この補助金は崩落土砂の撤去で困っている町民のために、町がつくってくれたありがたい補助金なので、一連の被害の同じ土砂崩れだったら、同じように適用していただきたいと思えます。どのようにお考えですか。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、森川議員がおっしゃったことについては、わからないわけではないんですけども、ただ、これは15号のときに土砂災害が多数発生してこの補助要綱をつくって、15号のみの災害に適用するということで、その後の19号、25日の豪雨で同じような崖崩れが生じた場合には、対象としないよということについては、非常に問題があるというふうに思っております。

ですから、今回は15号、19号については、先ほど課長が申しあげましたように土砂災害というのはそんなに多くはなかったと。ですので、通常の制度の中でやるしかないのかなと、そういう思いでいたんですけども、25日の集中豪雨のときは、土砂災害により甚大な被害発生したということで、私も発生してから3日後に担当課長のほうに、町独自の土砂撤去の補助要綱をつくって補助金を支援したらどうかというようなことで話をさせていただきました。要するに、後から出てきた災害についての補助要綱でありますので、当然、その前の15号、19号については対象としないとそういう考えであります。

ですけども、15号、19号で土砂災害が発生して25日の集中豪雨のときに、そういったことが重なった一連の成り行きからして、土砂を撤去していないという方がいれば、それはもう15号、19号についても25日と関連性があるということで対象にすることはやぶさかではないと。15号、19号で既に土砂撤去をしてしまったところについては、これはもう仕方ないんじゃないかということで、当時の請負契約とかそういったものが残っていれば、特段の配慮は先ほど言った救済措置を設けておりますので、特段の措置はできると思うんですが、なかなかそういう制度がないから個々で処理してしまったというケースもあります。

ですので、今回はこういう形で処理させていただきたいと。先ほどの森川議員のおっしゃっている救済制度は様々なケースが考えられるので、それぞれ個々に協議をしながら進めていこうと、そういう思いでその救済措置を設けてあります。ですので、いまだ土砂撤去を済まされていない方については、ぜひ町のほうに協議していただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） そういう関連性があるという話を伺いましたので、ここにこの対象事業に類似すると書かれておまして、これは町長が崩落土砂で困っている町民のためにつくってくれたものですから、ぜひ関連性を考えて適用をお願いしたいと思います。

その後のことについても、また関連性があるのでお聞きしますが、今後の支援についても、関連性のある実際にあった例で確認をしていただきたいと思います。

大雨の1カ月後の11月24日の日曜日に降った雨は、意外と強かったんです。21号でひび割れが入った崖が半分崩れて、下の住宅の庇を壊した家がありました。土砂は住居にかかり排水路を埋めたので、住居に排水が浸入してはいけないという思いで、何とその日のうちに近所の方の手伝いとユンボで復旧したそうです。その際、残されたひび割れの半分も、次には崩落するので一緒に撤去したそうです。

このような事例は補助の対象になるのか、また、21号に起因したものはっきりわかっているが、申請終了時、令和2年2月以降に崩落があった場合にはどうするのか。さらに踏み込めば、21号でひび割れがあり、崩落の危険性がもう予見されていると、こういうものが土砂撤去の適用対象になるのか。まだまだ長南町にはこ

ういう多数の危険な場所が残されておりますので、令和2年2月以降の崩落や危険回避の事前撤去の場合についての考えをお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） お答えをさせていただきます。

台風21号、10月25日の大雨ですけれども、そのことでひび割れがあって今にも崩れそうだとか、また最近雨がありましたけれども、再度崩落があったとか、中には申請を今は2月末までということにしてございますけれども、それまで業者さんの都合でまだ撤去ができないとか、被災の状況とか復旧までにはいろいろなケースが、今町長もおっしゃってくれましたけれども、あろうかと思っておりますので、そういうときはやはり、事前に町のほうにまず相談をいただければと考えております。よろしくお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今の回答を聞いていると、要は今後のことについては個別に、ケースごとに相談を受けていくということです。繰り返しになりますが、土砂崩れの関係では、今回の一連の台風被害は連動していると私は推測しています。例えば15号、19号の大風で木が倒れずに根を傷めていた。そこに21号の大雨が来て、一気に崖崩れが起きたのではないかと。また事例でも紹介したように、21号の傷口として危険箇所というものがある所に残っていると思われまます。どこまで手が回るかわかりませんが、一連の台風被害に関してできる限りの対応をお願いして、次の質問に入ります。

広報の中に、経済生活の支援に関する担当窓口についてなどの資料配布もありますが、町民の皆さんの中には、被害者意識として役場が被害調査に来るものだと思っている方もかなり多くいます。この辺については、被害が漏れなく把握できるような方法をとっているのかお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） お答えさせていただきます。

台風15号のときは、現地調査のほうを行いませんでしたが、台風15号の教訓を踏まえまして、19号と10月25日の大雨の際は、区長さんにご協力をいただいて職員と一緒に現地調査を行ったところでした。そして、その現地調査をした結果を再度、担当課で現地の確認を行い、その時点で把握できなかった被災箇所につきましても、また連絡等があり次第、現地の確認を行っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 一般的にこういう被害調査というのは、だんだん件数や金額が大きくなる傾向にあります。把握はなかなか難しいと思いますが、被災の漏れがないようお願いいたします。また、今後は被災調査の中には、被災した方のボランティアなどのニーズ調査の項目も必要になると思いますが、それは別途質問いたします。

それでは、要旨の2に入ります。

今回の大災害は、町史上、最大の災害と思いますが、道路の復旧、河川の修復、崖崩れの撤去、そして修復、

住宅地に向けた修繕と、土砂撤去費用の町独自の救済など、大幅な予算の増額が必要だと思いますが、財源は
どうするのか。その予算を使うにも人員の増がないと、早急な復旧・復興の取り組みが進まないと思いますが、
どう考えているかお答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） まず、財源についてお答えいたします。

台風15号、19号及び10月25日の大雨に関しまして、一般会計補正予算第3号、第4号及び第5号におきま
して、予算措置を行ってございます。この3回の補正予算における災害関係予算の総額を100万円単位で申し上
げますと、11億2,200万円となります。

財源につきましましては、国・県支出金、地方債など特定財源が7億5,500万円であり、全体の67%を占めてご
ざいます。残りが一般財源となりまして、財政調整基金からの繰入金金が2億9,200万円、普通地方交付税が
7,500万円の合計3億6,700万円でございます。割合といたしまして、33%となっております。

多額の予算を要しますが、一般財源の79%に当たります2億9,200万円は、災害復旧の財源として使用でき
るように積み立てられた財政調整基金を取り崩して対応してございます。予算執行におきまして、不要な支出
がないように精査するとともに、今後新たな特定財源の活用が可能になった場合は、一般財源から財源を振り
かえて対処します。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 災害関係が総額で11億2,000万円。その一部の財源として、財政調整基金を2億9,200万
円取り崩すそうですが、特別土地保有税など前に6億円近いお金を積んだ分には、まだ手がついていないと思
いますが、使うつもりはないかお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 公共施設の建設のための基金については、確かに特別土地保有税の執行猶予分の歳入6
億を積み立ててございます。この積立金については、大きな目的があるわけでありまして、これも早急な問題
として予定されております。したがって、財政調整基金、あるいはそのほかの特定財源をうまく活用して、こ
の災害復旧を乗り切っていきたいというふうに思っております。特別に他の基金を使うというようなことは
今のところ考えておりません。おりませんけれども、これ以上の災害が発生した場合には、基金の流用という
ことも考えていくこともあります。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） わかりました。災害復旧の財源は、とりあえず確保できているということですから、い
ざというときはお願いいたします。

続いて、人員の確保についてお聞きします。よろしくお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 人員の確保についてでございますが、台風15号から立て続けに災害が起きておりまして、早急な対応には本当に苦労しているところでございますけれども、現在、建設環境課と農地保全課にそれぞれ職員を増員して対応しております。今回の大雨災害につきましては、短期的ではありましたが、人的支援といたしまして県と国から職員を派遣していただいて、道路や河川、また農業関係の被害箇所の現地調査を行ったところでございます。

また、土木職の不足で他市町村の協力が得られない状況でございますが、今後も中長期的な応援職員が必要と考えておりますので、引き続き県への職員の派遣要請を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今、現在、建設環境課と農地保全課にそれぞれ職員を派遣して対応しておりますと、そういう回答でしたが、災害後の夜間9時半ごろに旧長南小学校の夜間利用の鍵を返却する都合がありまして、役場を数度訪れましたが、いずれも担当課の多くの方が仕事をされておりました。災害現場でも休日出勤があり、また災害ごみの搬入の旧豊栄小学校でも各課交代で休日出勤をされておりました。こういう頑張りには本当に頭が下がります。

災害復旧に関して安易な増員は求めませんが、共助共援でも補える部署があると思うので、優秀な役場OBの方、あるいはその他の人材を含めて臨時雇用などで対応して、職員の労働の緩和や復旧・復興の推進につなげられたらと思います。

そこで、必要要員の参考になると思うのですが、10月、11月の残業時間はどれくらいですか。手当もしっかり支給されているのかも含めて確認したいと思いますので、把握している数字についてお答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 今、ご質問のほうで、10月、11月ということでしたが、台風ごとにまとめさせてもらったものをお答えさせていただきたいと思います。

まず台風15号でございますけれども、9月8日から24日の期間になります。229人、1,237時間で、休日出勤は4日間で85人ございました。また、台風19号ですけれども、10月11日から14日の期間ですが、244人、2,475時間で、休日出勤のほうは3日間で234人ございました。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今、言われた数字は、非常に重い数字だと思っております。単純計算なんですけれども、1人当たりだと台風15号で5.4時間、19号で10.1時間。21号はまだ出ていませんが、議案書を見ると台風15号が214万円ということですから、21号では670万、約3倍も使っていると、それだけご苦労なさっているわけです。

こういう数字が出ているということは、皆さん非常に頑張っている。そして、目に見えない数字もあると思うんですね。復旧・復興を順調に進めていくためにも、災害対策要員の確保を強くお願いして次の質問に入ります。

それでは、要旨の3に入ります。

災害直後の被災者を回ると、多くの家で後片づけが始まっていて、近所の人や親戚、知人、あるいは地域の消防団などが参加していました。こういうところは、数日後に片づけが終わっていました。しかし、ひとり暮らしや労働世帯など高齢者の世帯では、遅々として片づけなどが進んでいないところもありました。

そんな中で、ボランティアの活躍の場はたくさんあると思うんですが、ボランティアの受け入れは初めてで、ボランティアになれていない町ですから、その存在や頼み方、使い方を知らない人が多く見受けられたように感じました。

ボランティアセンターは、社会福祉協議会により初めて長南町で立ち上がりましたが、町内だけが対象だと10名にいかない日もあったようです。立ち上げ後の土日には消防団の60名近くの協力があって、町内のボランティア力は非常に感じたんですが、メディアに流れた情報が多い茂原市や長柄町には何百名も来たという日があるということで、隣の長柄町では1日に397名も来られて、平日も40人から50人がいたというなお話を聞きました。

この大きな差は何なのか。これは、町外のボランティアを積極的に受け入れたところとの差だと感じています。余談ですが、柏から来た人は茂原での割り当ての仕事がなかったので長南町に来た。また、長柄町と長南町、一字しか違わないので間違えて来たという人、逆に、長南町のある親切な人は、長柄町へボランティアに来たということで、わざわざ長柄町役場まで案内をしていた。そういう混乱もあったんですが、長南町のボランティアの受け入れ態勢は十分にできていたのかという点について伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、災害時のボランティアの対応につきましては、地域防災計画におきまして、社会福祉協議会と保健福祉班が連携して設置することになっております。しかしながら、今回の災害では避難所の対応や要援護者の対応、また感染症予防の消毒作業などに追われまして、ボランティア対応は社会福祉協議会が主体となりまして対応させていただいたところでございます。

森川議員さんがおっしゃるように、災害ボランティアセンターの開設は初めてのことでありまして、千葉県社会福祉協議会や船橋市社会福祉協議会などの指導や協力をいただく中で態勢を整備いたしまして、郡市内でいち早く10月28日に開設をいたしたところでございます。これも長南町の地域性から住民のつながりが強いことや、地元消防団の結束力による活動が大きかったことが初期の対応につながったところでございます。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今、言われたようにボランティアセンターは早く立ち上がりましたが、それがどんなものなのか、被災者である町民、住民が、その存在や利用方法を理解できていたのか、周知が足りなかったのではないかと。また、町外のボランティアについては、もっと積極的に受け入れるべきではなかったかと思っておりますので、それについて伺います。

○議長（松野唱平君） 福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 災害直後のニーズに対しましては、大勢のボランティアさんが来ていただくことで混乱するおそれもありましたので、町内でのボランティア募集をお願いしたところでございます。災害ボラ

ンティアセンターの周知につきましては、防災無線や社会福祉協議会のホームページを活用したところございまして、長南町のホームページからリンクもされておりましたので、県内、県外からの応援もいただいたところでございます。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） その応援をいただいたボランティアを生かすために、被災者のニーズを把握することが大事だと思っております。社協がボランティアセンターを立ち上げましたけれども、ニーズは社協だけでは把握し切れないと思っております。建設環境課、産業振興課、福祉課と社協の情報連携はできていたのか、またニーズの調査はしていたのかを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 必要な支援につきましては、社会福祉協議会で対応ができたところでございます。福祉課にも個人から支援の依頼があったときには、ボランティアセンターに伝え、対応していただいたところでございます。また、建設環境課や産業振興課との連携につきましては、災害対策本部会議におきまして情報を共有しておりましたので、必要な支援があればボランティアセンターに対応していただける態勢でおりました。

今回、一般ボランティアの皆さんに支援活動をお願いしたところございますが、支援内容には限度がございまして、被災地のごみの撤去や掃除などの軽作業をお願いしたところございます。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今回のニーズ調査という点で、高齢者宅やひとり住まいの方は、なかなか要請の仕方がわからなかったという話を聞いております。ニーズ調査については、今後の課題で検証していただきたいと思っております。

それでは、このボランティアセンターについて人員不足はなかったのかについてお聞きしていきます。

先ほどから申し上げますが、災害を担当する課は居残りが当たり前になっているようですから、従来の業務のほかに災害部分も加わるので、要員がいなければできないのではないかと。社会福祉協議会も、平常業務の上にボランティアセンターを設置するので、要員が必要だと思いますが、町から支援態勢をとったのかをお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） このたびの災害による対応といたしましては、どの課の職員におきましても、災害業務を優先しつつ通常業務を合わせて行ってまいりましたので、先ほども答弁させていただきましたように、千葉県や船橋市の社会福祉協議会などの協力をいただきながら、町社会福祉協議会職員でボランティアセンター業務を行ったところでございます。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） どこも大変なのはわかっていますが、この項目は、単に災害ボランティアを社協や福祉課だけではなく、そこを手伝うようなボランティア的な職員、あるいは役場全体の中から生み出せなかったか

ということの趣旨も含まれております。今後は、総合的に協力体制をつくりながらやっていただきたいことを要望して、次の質問に入ります。

今後に向けてボランティア活動を広げていくためにも、その内容や中身は大事だと思うんですが、町外、町内で参加された方、ボランティアを受けた町民の方の評価や意見を把握しているかどうかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 一例ではございますけれども、10年前から町の社会福祉協議会事業の防災講話などにお越しいただいている方がおまして、その方は、長南町では災害ボランティア対応などのノウハウが少ないでしょうからということで、災害発生の翌日からセンターの立ち上げやボランティアとして支援してくださいました。また、床上浸水が起きたひとり暮らしの方には、区長さんがすぐ駆けつけてくださって、地域で家財の撤去をしていただいて勇気づけられたという感謝の言葉も聞いております。

また、体育館の避難所に避難されているお年寄りに、段ボールで簡易なベッドをつくった消防団員がいらっしゃったり、さらには人力でしか土砂の撤去ができない場所で、撤去作業をする消防団員をまとめる団長さんは、本部と二次災害のおそれの確認をしながら支援活動を続けられたということです。そのときに消防団長は、災害の規模が大きく深刻な事態のときほど、自分たちの地域でできることは可能な限りやれる体制や仕組みをつくらなければならないと、とても力強いお言葉をいただきました。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） そういう力強い言葉、私も地域の人たちや消防団はよくやっているという話を、また感謝しているということを耳にしています。しかし、今回、町外の方は参加が50名程度なので、今後はもっと町外の方に来ていただけるように、いろいろな評価や意見も含めて、次なるボランティア活動の幅広い発展につなげていただきたいと要望して、次の件名に入ります。

それでは、通告の件名2、防災体制の構築について伺ってまいります。

台風15号の大規模停電は、ある意味大きな災害でした。断水あり、電話が通じない、防災無線も一部は聞こえない、学校は休校、医者は休院。もちろん情報は不足して、わずかな情報の共有にとどまり、それはとても不安な日々でした。しかし今回、停電が起きることは想定できたので、大規模停電に対する備えや考えについて、重複しないように個別に検証させていただきます。

まず防災無線ですが、重要な情報源になっていましたが、親局、子局の電源確保についてはどのように考えていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 防災無線の対応ということで、親局、子局ということですが、停電時のためそれぞれバッテリーは備えてありますけれども、バッテリーが切れた場合は発電機での対応となります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今、バッテリーが切れたという話があったんですが、これは切れたということがどこで

把握できるのか、また発電機で行うということなんですけれども、十分な数があるのか、それについて再度お聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） バッテリーの稼働時間の目安はある程度ありますけれども、可能であれば、先ほどバッテリーが切れた場合、発電機の対応ということを申し上げましたけれども、可能であれば、停電になった場合はすぐに発電機に切りかえられるような対応としたいと考えております。あと、発電機につきましては、必要最低限の数は確保しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） それでは、バッテリーが切れたときはよろしくお願いします。

次の質問です。

電話が不通、携帯がだめ、防災無線も一部だめで、連絡がとれない情報社会に陥ったときはどうするのか。台風15号のときは、情報がまるで入らなかった、連絡がとれなかった地区もあります。今後の対応はどのように考えているか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 全ての通信機器が、通話がつながらなかった場合の対応でございますけれども、情報のチラシを区長さんとか民生委員さん、自主防災組織または消防団などの協力を得て配布するとか、広報車を巡回させて情報を周知することなど、その状況に応じてできることで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） そうやって進化させて、情報をお願いしたいと思います。

アナログというのは、割と災害に強いということで、電話に関しては黒電話が停電でも使えるということで、急遽引っ張り出して使った人もいます、こういうことも聞いておりますのでご一考ください。また、携帯電話は情報伝達として電話がつながらない中、ショートメールが割と有効だったと聞いております。携帯ではつながりやすい防災用携帯もあるそうですから、災害対策本部設置時には配備も検討してください。

続いて、小学校の休校について伺います。停電になると、照明、冷暖房、断水、給食の問題もあり休校となったようですが、今後について、長期になった場合に休校せずに学校が運営できる体制をとれるか、これについて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、答えさせていただきます。

台風15号の際ですが、小・中学校は3日間臨時休校をいたしました。台風の影響で、長南町広域で停電となりました。そのため、小・中学校とも照明、エアコンはもとより、水道、トイレも使用できなくなり、給食に

については、給食場の停電により調理ができず、学校に提供ができなくなりました。また、停電による数カ所の信号機の停止により、路線バスの安全運行ができないということで運行が取りやめになりました。そのため、スクールバスも運行ができませんでした。このような状況で児童・生徒を安全に預かるという状態ではなく、教育活動を行うということは難しいというふうに考えております。

停電が長期になった場合、小・中学校長と協議をしながら、同様の措置をとらざるを得ないというふうに考えます。なお、長期の臨時休校になった場合は、振りかえ授業で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） この停電で意外と、割と簡単に休校になったように感じていたんですが、このようにいろいろと制約があり、特に通学のスクールバスの運転で信号機の問題まで含まれていたとはわかりませんでした。ただ、災害に強い学校の体制づくりを考えていただかないと、やっぱり長期という言葉が出てくる場合もありますので、今後、強い体制づくりについては宿題でお願いしたいと思います。

それでは、私のほうからは、停電時の対策検討情報を紹介しておきます。

神奈川県のある地域の藤野電力という会社では、充電式の太陽光発電を導入して、電気を売らないで1500ワットぐらい電力を供給できるシステムをつくったそうです。この関係では、近くの一宮にも充電式の太陽光発電で営業されているお店があるそうです。また、隣町ではガス発電で道の駅とその隣の賃貸住宅棟、これが賄えると説明を聞いてきました。これも一つの有力な防災手段だと思います。

また、いざというときのために、茨城県のある町では、早速、プラグインハイブリッド車を購入したと聞きました。ガソリンが満タンなら、10日間ぐらい1500ワットの電力を供給できて役に立つそうですから、本町の導入の検討を考えてください。

続いて、要旨の2に入ります。

3回目の災害になると、さすがに災害対策本部も手なれてきた点はあるまして、避難行動の呼びかけや誘導はもう少しという段階だと思うんです。住民も腰が重く、正しい避難行動ができていないことなどが、やはり見受けられます。もっと防災意識を上げていかないと、大雨による死傷者も出るケースにつながってきますので、災害時の避難について住民も行政も避難意識の向上や、避難行動などの呼びかけ、また適切な誘導が必要だと思いますが、情報の提供や共有のあり方についてどのように考えているか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） お答えさせていただきます。

災害時の避難といたしましては、町は早目の避難所開設を行っておりまして、自主避難は促しているところでございます。自分は大丈夫だとか、まだ避難しなくてもなどと考えている方も少なからずいるのではないかと思います。町といたしましては、適切な避難行動の呼びかけをしてまいりますので、住民の皆様には、隣近所での声かけなどのご協力をお願いできればと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 町民、住民の避難意識の向上については、全体的な底上げのため、防災訓練もしくはペーパー訓練、自主防災組織からの働きかけも有用だと思いますが、こういう点についての考えはありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 避難意識の向上ということになりますけれども、避難するか否かは最終的には個人が判断することになりますけれども、今回の台風15号からの一連の災害を教訓に、皆さんの意識向上のために自主防災組織の設立、防災訓練の実施など、地域や隣近所で話し合いをしていただけるような取り組みをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） その働きかけ、町民、住民の命がかかっていることですから、取り組みの実践を強く要望しまして、次は避難行動の誘導や情報提供について伺っています。

15号では、災害対策本部が立ち上がりませんでした。19号では県の職員派遣もあり、本部の立ち上げが早く、早目早目の誘導はできていたと思います。しかし、21号では、いきなりの大雨で誘導には若干の混乱があったと思います。少しだけ長くなりますが、質問に関連しますので当日の避難事案の状況を、1つだけ紹介させていただきます。

21号の大雨当日は、改善センターで朝から行われていた長南地区のいきいきサロンに参加していました。10時から10時半の間に改善センターの裏山、長南聖苑手前、中学校前と断続的に崖崩れが発生しました。その確認をしていると、中原地区の高齢者の方が車で改善センターに駆け込んできて、公民館に避難しようとして何とか利根里の冠水を越えて来ましたが、坂本から長南にも行けないし、目の前の道路も通行止めで、どこへも行けないのでここに避難させてくださいと、非常に慌てた様子で入ってまいりました。

あっという間に改善センターにつながる三方全ての道が塞がりまして、孤立してしまいました。幸いに、左後方にいらっしゃる最年長の方が土木業者を派遣してくれたので、中学校前と長南聖苑前はお昼過ぎごろには、目の前の道路だけ開通しました。しかし、ほかはどうなっているか全くわかりません。参加者の高齢者の方々や出演者をすぐ帰すわけにもいきませんでした。

そこで、主催者の社協や民生委員や区長さんたちと話し合い、ここは裏の崖崩れがあっても安全な場所なので、しばらくはここで待機して安全な通行情報を確認できたら家に送る。それができない方たちは、公民館避難をお願いすることを決定して、通行に関する情報を集めていると、いきいきサロン参加者の家族、区長さん、それから一足先に帰った人、役場からの貴重な情報が入りました。利根里は冠水で通行不可、坂本上地区で土砂崩れで通行止め、反対の茂原方面からも通行がだめ、蔵持は全應寺先で崖崩れが発生しました。長南郵便局前は通れます。セブンイレブンも409は大丈夫等々、これらの情報が手書きの地図に載りました。

しかし、これだけでは、まだ通行の確定ができません。そこで、社協の職員さん、民生委員のKさんが車で出かけて通れない場所、通行止めなど確定情報を持ってきてくれました。これで帰宅に向けた経路が見つかり、役場のゆたか号、べにばな号の運行協力、区長さん、民生委員さんの個別の輸送協力もありまして、行事終了

予定の2時半ごろには数名の公民館一時避難の方を含めて、全員が改善センターからの解散が無事にできました。

この紹介例で一番言いたいことは、雨が降ってからの集団誘導は危険だということ、もう一つは、確実な交通情報がなければ避難もままならないということです。今回のいきいきサロンは独自に情報収集できましたが、相当の時間と労力を要しました。もし、たくさんの道路情報が書かれていたという役場の地図があるそうですが、それが手元にあつたらな、こんな思いがありました。その地図を写真で撮ってメールで転送してもらえれば、一瞬にして情報を共有することもできたわけです。これは高速道路にある道路情報と同じで、こういう情報を得ると、安全を確保する正しい自主判断の手助けになるので、ぜひ導入を検討してほしいと思います。考えをお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 町に集まった情報を、いかに早く住民の方に提供するかということは、本当に大きな問題であると考えています。今後、どのような手段で提供できるかにつきまして、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 森川剛典君に申し上げます。残り時間が、あと5分となりました。ご了解ください。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 避難行動に必要な交通情報や防災無線では聞こえない、聞き取れない情報を広く伝えることができるように、再度そういうシステムの構築をお願いして、次の要旨の3、最後に入ります。5分ということですから、自分でまとめながらも進めていきたいと思っております。

避難所については、乳幼児から高齢者、身障者を含めて幅広く誰でも受け入れられる態勢が必要になると思いますが、今後についての避難所の態勢強化や取り組みについて、気になったところについて、順次、質問いたします。

改善センターでは、今、入所されている方がおりますが、やはり入浴、簡易な入浴施設でもいいから、そういうものがないと非常に入浴に苦慮されているということですが、簡易な入浴設備が用意できないか、それについてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 改善センターでの入浴施設に関しましては、防災用においても多額の費用が必要であることから、現時点では考えておりません。今回の台風や大雨では、各施設等で入浴支援をいただきましたが、今後もそのご協力をいただけるようお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 災害時、入浴、町内の各施設にもいろいろお世話になっていますが、これが4つの地区にもあるわけではありませぬので、自衛隊のように移動できる簡易入浴とか、高額かもしれませんが、

ぜひご検討ください。

それでは、これでほぼ最後になります。防災対策本部の避難所の数字には、公民館300人とありますが、台風19号では300未満で旧小学校に振り分けた理由についてお答えいただきたいと、またその際、保健センターも受け入れたようですが、今後も活用があるのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 公民館につきましては、先行的に開設する自主避難所となります。今回の災害でも、避難者の受け入れ時には、プライバシーの保護としてパーテーション等を設置いたしました。避難者がストレスを感じないように、1人当たりのスペースに余裕を持たせて設置したこともありますので、ちょっと狭く手狭となっているところもあるよという問い合わせもあったかと思えます。そのために、各旧の小学校への避難を案内させていただきましたけれども、あとは、保健センターの受け入れにつきましては、今回、上埴生の郷が土砂災害に遭われまして、急遽利用していただいたというものですので、今後も必要に応じて活用していくこととなると思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） それでは、トータルでまとめて要望というような形で終わりにしていきます。

避難誘導です。台風による被害が強くなってから行ってみたら満員で、ほかの施設に誘導するというのは危険だと思うんです。満員情報で避難をやめてしまう場合もあります。当日の一時避難はできる限り受け入れて、その後は、二次避難として各所に散らしていくとか、そういう考え方をぜひお願いしたいと思います。

そして、聞きたいところがあったところについては、要望という形でお伝えします。

小学校、ちょうど目の前の道路が封鎖されたということで、小学校に給食が行かないかと思っていたんですが、これを聞いてみたら、皆さんが給食の搬入路をいろいろ点検したり、そして駐車場が本当にとめられるか、こういう危機管理をなさったということで、ぜひ、こういう行動を今後も続けていただきたいと思います。

そして、保護者が夜遅く、8時とか9時とかに小・中学校に迎えに来たそうですが、迎えに行くために長柄では亡くなった方もいますので、そういう保護者の方が子供のために一生懸命迎えに行こうとする気持ち、これがやや無謀なところがありますので、こういう点については、宿泊も視野に入れながらお願いをしておきます。また、災害というのはまたすぐ来るかもしれませんので、そういう防災対策の構築、そして、復旧・復興に向けて、皆さんこれからも頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（松野唱平君） これで7番、森川剛典君の一般質問を終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては3時15分を予定しております。

(午後 3時01分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時15分)

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長南町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

初めに、10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 8ページの総務管理費、財産管理費の旧西小体育館雨漏工事ということで、これの一個でしょうが300万ちょっと、結構な値段がかかりましておりますね。これは台風によるものであって、大風でどこかが壊れてそこから漏れてしまったという発想でいいのか、どの辺がどうだったかお聞きしたいなと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） こちらの補正に関しましては、台風15号による災害につきまして専決処分をさせていただいたものになります。この旧西小学校の雨漏りの修繕工事ですとか、旧東小学校の倒木によるフェンスの修繕、またその倒木の撤去などにつきましても、台風にかかわってくる災害の修繕ということになってございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） この工事請負費の旧西小学校についてお聞きしたつもりで、ほかは聞いていないんですが、体育館がどういう状況で、何があって、どうなって、どういう修理をしたんだというのをお聞きしているわけであります。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） こちらの旧西小学校の屋上にある排水口が詰まりまして、雨水が屋上をオーバーフローする形になりました。それによりまして、体育館の中の壁に水が入り込みまして、その修繕になります。そして、その排水口が詰まる関係もありますので、そこにバイパスを通る配管工事もあわせてやっております。以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 同じ部分で恐縮ですけれども、重ならないようにお伺いします。

8ページの旧東小学校と旧西小学校、この雨漏りにつきましては、3つの観点からちょっと伺いたいんですが、今、災害ということでしたが、通常の部分がない災害という捉え方だと思わなければならないんですが、あともう一つは、この以前の契約書をざっと前に見させてもらったことがあるんですが、おおむね100万円以上のものについては協議するという項目があったと思うんです。今回のケースの負担についてですが、これは協議になるのか。

もう一つは、長南町の例規集の562ページに普通財産の貸付条件とありまして、「第242条 普通財産を貸付けるときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。」とありまして、1番だけ言いますね。(1)は「借り受けた財産の維持管理の費用は、借受者において負担すること」と書いてありまして、これだけ見ると、維持費の部分は全て借り受け者が負担するべきだと思いますが、この財務規則についてはどう考えていくかということで、今回は協議したのかどうか、その点を含めて、お答えをお願いいたします。

○議長(松野唱平君) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長(今井隆幸君) 旧小学校の貸し付けにおきまして、企業との使用貸借契約書を締結してございます。施設の維持、保全費用の負担区分につきましては、第8条に明記されておりまして、不可抗力、災害等に伴う工作物の修復及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない100万円を超える損害については、所有者の責務において修繕等を行うこととなっております。

よりまして、今回は災害等により実施をいたしました修繕となりますので、その100万円を超えるという協議等はしてございません。また、財務規則の第242条にあります通常の維持管理の範囲を超えたものと解釈してございます。したがって、この補正予算計上することは何ら問題ないものとしてお願いするものでございます。

以上です。

○議長(松野唱平君) 7番、森川剛典君。

○7番(森川剛典君) 問題はないということで規則との関係がそうであれば、それで結構なんですけれども、雨漏りなど修繕費、維持費はばかにならないので、なるべく、この規則どおりが通れば、町の負担は軽いほうがいいと思っているんです。しかし、マイナビさんのように災害時に避難させてもらって、それ以外には食事の提供とか、入浴も町民の皆さんがお世話になっています。また、来年のウォーキング大会では、トイレ休憩にお借りする予定になっております。こういう地域に役立つ施設なら、規則には一応あるんでしょうから、規則を契約書にあるように柔軟に変えてもいいのではないかと思います。必要なら今後に向けて改正もしたほうがいいのかなと、これについては適切な処理をお願いしたいと思います。

もう1点、雨漏り関係では10月25日の大雨の際、改善センターの左脇のほう雨漏りしていたんですが、議案を見ていると計上されていないような気がするんですが、こちらについては上がっていくかどうか、お聞きいたします。

○議長(松野唱平君) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長(岩崎 彰君) 改善センターにつきましては、雨漏りがあるということは承知しております。今年度、予算をいただいておりまして、改善センターの外壁の塗装をする工事を既に発注してあるところでございます。ご承知のとおり上埴生の郷さんが今、避難しておりますので、工事の着工をせずしておりますので、避難のほうが終わりましたら着手したいと思っております。雨漏りの原因は、外壁のひび割れだということで承知しておりますので、外壁の塗装が終われば雨漏りも解消されるかなと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 当日はいられなくなるほどではなくて、職員の方が一生懸命、雨漏りを拭いておりましたけれども、それでは、またそういうことで早急な修理をお願いして終わります。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長南町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ちょっとお教えてください。

7ページの歳出の汚水移送業務委託料ということで、芝原全域、給田の一部に停電があつて、マンホールがオーバーフローしちゃうと。これを運ぶということで、芝原のほうまで延べ何台運んだのかということと、該当マンホールは、要するにポンプのあるところでもいいんでしょうけれども、何カ所ぐらいのかなということと、誰が運んだのかなという3点、お聞きしましょう。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいまのご質問ですけれども、汚水をバキュームカーによりまして、芝原処理場、給田処理場に運搬をさせていただきました。延べ回数では、9月9日から12日の4日間の間に142回ほどバキュームカーでくませていただきました。この委託につきましては、今、通常の維持管理をお願いしてお

ります日の出商会と茂原の中央商事をお願いをして、作業のほうはさせていただきました。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） あと、該当のマンホールといますか、何カ所ぐらいでしょうか。

○議長（松野唱平君） 産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 芝原と給田で約60カ所です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 私、その同じページの後口にある発電機使用料にかかわることでお聞きしたいんですけども、詳しい説明を聞いていなかったこともありますけれども、最初から発電機を使っていたら、こんなに450万もかからなかったんじゃないのと単純に思ってしまう。その辺いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 当初はちょっと発電機でという考えがなかったんですけども、発電機で動かせるということが数日たってわかりました。そのときには、やはりもう停電ということで発電機の手配もこの周辺ではなかなかちょっとできないところもあって、1台で対応させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） ということは、最初から発電機を使えばよかったという結論になっちゃうのでしょうか。だとしたら、今後、またこういうことが起きた場合に、安い方向で考えていただければと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） お答えさせていただきます。

今、大倉議員さんがおっしゃられたとおり、発電機の対応ということもできますので、その教訓を踏まえまして19号のときには予測ができましたので、事前に予約をとっておりまして、3台ほど借りられましたので、発電機とバキュームカーと両方あわせた対応をとらせていただきました。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を採決します。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長南町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 9ページ、財産管理費で88万円が又富団地土砂撤去委託料ということであります。これは又富団地に何かあって、それをどこかに持っていったということで、何でそこにあつたのか、それをどこかに持っていったのか、誰に委託したのか、この必要性ということで、これが1つ目です。

それから、その下の民生費で、社会福祉費に集会所で5カ所水没して、いろいろお金を出したということで、この集会施設というのは町が認定をして、どこの地区はこういう集会施設がありますよということで認定された施設をいつているのか、集会施設というのを町がつかんでいるかどうかということ、施設の定義について、ちょっと教えていただきたいというのが2つ目。

それから、その次のページの災害復旧費でございますけれども、農林から公共、文教とありますが、その中に災害の査定的设计委託料というのがいっぱいありまして、12カ所で1億3,512万4,000円と、この両ページを足しますとそのぐらいになるんですが、これはどのように設計をして発注をこういう緊急時はするのか、出来高でやろうというのか、何かその辺ちょっと不勉強なので、設計委託料だけに限って結構ですが、範囲がいっぱいありますので、建設関係でも、ご回答してもらってもいいんですが、設計をして委託契約をするのが普通ですけれども、時間がないから、もうやってくれと。それで、これだけかかりましたねということで、それをここに載せてあるのかどうか、ちょっとその辺の状況をお聞きしたいというふうに思います。

3点です。よろしく願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

1点目。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） それではまず、又富団地の土砂撤去委託料についてでございます。

これは又富団地内におきまして、一番奥の道路法面の上の土砂が崩落して、道路の一部にかかったものでござ

ざいます。こちらは業者によりまして、すぐ撤去をして、その土砂につきましては資材置き場のほうへ置かせていただいております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2点目の質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 2点目の集会施設の関係ですけれども、区や地域などで施設管理している集会施設、町内では86カ所、福祉課のほうでは把握しておりますので、その集会施設にかかる修繕等の場合に町から補助を出させていただくものです。

○議長（松野唱平君） 3点目の質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 今回お願いしております補正の内容について、お答えをしたいと思います。

公共災害におきましては、国からの現地査定ということで、その積算及び申請金額を算出することが当然、義務づけられておりまして、期間的にはおおむね1カ月、発災から1カ月程度の間に準備しなければいけないということで、急を要するということが一点でございます。

道路債と河川債とありまして、私どもが予算を要求したときの時点におきましては、道路債18本、河川債13本、これについての現場の測量、河川につきましては、伐採の委託、そして地質の調査、そして実施の設計、そして災害査定的设计書を作成する設計書作成委託、その5項目がこの委託費の中に含まれております。

委託の内容でございますけれども、災害の場合におきましては交渉の単価を使いますので、千葉県建設技術センターのほうへ査定の積算を一括してお願いをしているところでございます。

ただ、査定の方法におきましては、簡便法を用いてできる場合におきましては、町職員でその部分は実施するんですが、おおむね複雑な構造等の場合においては、そちらのほうに委託するというような形で期限に間に合わせるということでお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 関連することで一緒に質問しちゃうんですけれども、9ページの崩落土砂等撤去費補助金と、その下の土木費の被災住宅修繕緊急支援事業補助金なんですけれども、それぞれ何件ずつあるのかということが一つと、これに対して町が援助することは大変ありがたいことなんですけれども、どちらも町が現地確認をしているというお話ですので、これに対して被害に遭った方から罹災証明または被災証明というのは、今どれくらい申請されているかお答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

1点目、産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、私のほうから9ページの1,900万円、崩落土砂等撤去費補助金のご質問です。何件くらいを見込んであるかということでございますけれども、町のほうで崩落の箇所を調査したのは約200件ございます。そのうちの申請は全ては来ないかなと思いますけれども、200件を対象にということ

で予算をとらせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 続きまして、2点目の質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 住宅修繕の緊急支援事業の補助金ということでの内容でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 私どもがつかんでいる数字で申し上げますと、台風15号により一部損壊を受けた罹災証明の発行件数ですけれども、それが80件、台風21号、10月25日ですけれども、これの床下と崩落による一部損壊を80件というふうにつかみました。

合わせまして一部損壊が160件、これによる平均工事費の修理を50万と仮定いたしまして、それにかかわる事業費といたしまして1,600万円を計上いたしました。

続きまして、準半壊、これにつきましては、台風15号についてはありませんでしたけれども、10月25日の大雨によって、準半壊と判定を10件とつかみまして、その平均工事費といたしまして100万円、その20%の補助ということですので、事業費とすれば200万円ということで、1,600万円と200万円を合わせまして1,800万円をお願いしたところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長南町一般会計補正予算（第4号））を採決します。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について）を採決します。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第6、議案第1号 長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 現在の職員は何名おるのでしょうか。そのうち正規職員と非正規職員の内訳は会計年度職員制度の導入によってどのように変わるのか、お答えください。

また、会計年度職員の雇用は1年となっておりますが、雇用期間の更新はあるのでしょうか。そして、この間の台風などの災害を見ても、職員は非正規雇用ではなくて、正規雇用にすべきだと思いますが、どう考えますか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 4点ほどご質問があったかと思えます。

まず1点目の現在の職員総数と、また正規職員、非正規職員ということですが、まず、正規職員につきましては118人。それと、再任用職員のほうが、フルタイムが3名でございまして、合わせまして121人となっています。あとは短時間の勤務の職員が2人でございます。あと、非正規職員につきましては、12月1日現在でございますけれども、100人でございます。ただ、その中には、本当に一部業務に出てくるだけの方が約6割近くいるのか、60人ぐらいがそういう方なのかなということでございます。

あと、2番目の導入によりどのように変わりますかということなんですけれども、今回の法律改正によりまして一般職の非常勤につきましては、法的に整理されて会計年度任用職員として新たに位置づけられることとなります。この会計年度任用職員制度が導入されることによりまして、フルタイムとパートタイムに分けられます。任期のほうは1会計年度内となりまして、毎年、競争試験とか選考によってそれが採用されることとなります。

また、職務等に見合う給料、そして報酬が決定されまして、一定の勤務条件を満たせば期末手当も支給され、休暇についても正規職員と同様に付与されることとなります。そして、正規職員と同様に地方公務員法が適用されることとなります。

また、雇用期間の更新につきましては、任期のほうは1会計年度となりますけれども、毎年、公募することとなりますので、競争試験または選考に応募していただいて、試験等に合格すれば更新することは可能となります。

なお、更新することとなった場合には、上限額が課させていただいておりますけれども、経験年数を加味して、前年度よりも給料または報酬のほうは上がることとなります。

4つ目となりますけれども、非正規雇用ではなくて正規雇用にするべきということですが、今回の会計年度任用職員につきましては、地方公務員法の適用を受けることとなり、あくまでも正規職員の補助的な位置づけとなって、勤務していただく時間もフルタイムやパートタイムなどいろいろとなりますので、すぐ正規職員として雇用することはなかなかできません。正規職員は、定数条例で定められている人数以上は雇用することができませんので、定員管理の適正化計画に基づきまして、職員を計画的に採用して人員確保に努めておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 参考までに、これは今回、近隣自治体もみんなこの時期にやっているということよろしいんですか。

○議長（松野唱平君） 総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 今回か、早いところでは9月とか、大きなところはもっと早くにやっているところもあります。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 議案第1号に反対の立場から、反対の理由を述べます。

反対の理由は、臨時非正規の正規化や正職員の定員拡大などが、根本的な改善が示されていません。

2つ目には、任用の条件が限定されない会計年度職員が合法化され、地方公務員の無期限任用の原則を崩すことになりかねません。つまりは、特別職非常勤の会計年度職員の意向で地方公務員法が全面適用され、労働基本権の制限や条件つき採用期間が生じてきます。この法改正は国会で成立をしましたが、次のような附帯決議がつきました。人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度職員についても、その趣旨の定めのない常勤職員を中心としているという大原則のもとに制度設計をすべきで、会計年度任用職員への置きかえを合法化することのないように、あくまでも公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としているという大原則のもとに制度設計をすべきで、会計年度職員の導入がこれまで脱法的に行われてきた正規から、非常勤への置きかえを合法化することにならないようにとの決議がついています。

国はこれまでの施策を反映して、地方自治法を尊重し、財源もつけて正規化を進めるようにすべきです。そして、その財源を確保するための、国も地方も不要不急の無駄な支出はやめるべきだと考え、条例には反対をしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 賛成の立場で討論いたします。

かねてから地方自治体の臨時的任用職員や嘱託職員等の非正規職員については、多くの場で議論なされて、その処遇の改善が求められていました。

今回、そういう審議が国会で行われ、2020年4月1日から会計年度任用職員制度が施行されることにより、多くの非正規公務員の解消が図られることとなります。これによって待遇が正規職員と異なる非正規職員の待遇改善につながると考えられます。

なお、この改正には、サービスなど責任が重くなると言われていたり、雇用について緩やかな部分がなくなる、また、今、言われたように任期などについて、いろいろな問題点があると言われていますが、処遇改善を優先した結果の課題だと考えられます。今後も改善に取り組みをしていくべきだと思います。

その中で結論として、同じ職場で働く人たちの処遇が一步も二歩も前進した処遇改善のこの条例の制定には私は賛成をいたします。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） ほかに討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第7、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第8、議案第3号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 近隣のガス料金の値上げというのは、最近の値上げ状況はどうなっているか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

○ガス課長（大杉 孝君） 近隣の市町のガス料金と最近の値上げの状況でよろしいでしょうか。

近隣のガス料金でございますが、標準家庭の場合の長生郡市内では白子町ガスでございます。1立方当たり基準単位料金では税込み86円17銭でございます。改正案と比較した場合、22銭高でございます。茂原市などの大多喜ガスでは、1立方当たり102円45銭でございます。16円50銭高でございます。お隣の山武郡市内でございますが、大網白里市ガスでは1立方当たり77円51銭でございます。改正案と比較しますと8円44銭安でございます。東金市ガスでは1立方当たり79円27銭でございます。6円68銭安でございます。九十九里町ガスでは1立方当たり91円4銭でございます。5円9銭高でございます。

続きまして最近の値上げの関係ですけれども、消費税の引き上げによりまして平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に、それぞれ引き上げを行いました。また、平成29年4月1日より地球温暖化対策に伴う石油石炭税、1立方当たり51銭を料金に転嫁したところであります。平成26年の消費税改定から令和元年10月1日までの改定で、料金1立方当たり4円19銭の増となったところであります。いずれも税に関する引き上げでありまして、損益については利益等につながるものではございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） なかなか厳しい経営状況で、やむを得ない値上げであろうと思います。前からも言っているとおり、事務所なんか早く何かいいのができるといいなと思っているところなんです。今ちょっと和田さんも聞いてくれましたが、日本一安いのは、この白子町ということでよろしいんですかね。近隣もちょっと教えてもらいましたが、今まで全国ではトップクラスにあったと思うんですが、今回の値上げで日本のガス事業者の中でどのぐらいの位置になったのかというのが1点。

安値の事業者は白子町ということでもいいのかな。2点目です。大網ですか。ちょっとこの辺、もうちょっとお聞きしましょう。

あと、白ガス管の入れかえが計画どおりに進んできておると思います。あと残り、どのくらい残っているのか、何%ぐらい残っているのか、何年ぐらいかかるのかと。

あと、この白ガス管が入れかえが終わりますと、ほとんど、あとはもう漏えい修理とかになるのかなと思いますが、新しい借金をしなくてもよくなるということで、将来的には、また、いろいろな問題はあるかもしれませんが、値下げとかそういうこともあり得るのか、できるのか、その辺4点ぐらいお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

○ガス課長（大杉 孝君） それでは1点目の今回、値上げでどのぐらいの位置になるかのご質問ですけれども、全国のガス事業者は203事業者あります。うち、公営事業者は19事業者でございます。

ご存じのとおり、天然ガスが産出されます千葉県、新潟県の事業者が料金が一番安くなっております。ガス料金は基本料金及び基準単位料金から成っておりますので、町の標準家庭、月50立方使用の場合としまして、現行料金ではトップクラスであります。今回の改正案4,704円と比較しますと、大網白里市、東金市、長南町の順となります。ですので、2点目の最安値事業者はといいますと、標準家庭で申しますと大網白里市となり

ます。

3点目の白ガス管の入れかえは、残りどのくらいか、あと何年かというようなことですけれども、白ガス管の残延長ですけれども、本年度2,500メートルの入れかえを見込んでおります。年度末残延長は4,260メートルを見込んで1.7%となる予定でございます。入れかえの完了につきましては、令和3年度完了予定としております。

次の4点目、白ガス管入れかえ完了後は新たな借り入れがなくなり経営的に楽になるので、値下げは可能かということでございますが、白ガス管の入れかえ完了後は今現在、仮復旧の状況でございます。地元で大変ご迷惑かけておりますので、舗装本復旧について完了後、速やかに取りかかる予定であり、相当な経費が見込まれると思います。そのほか、制圧所などの施設、設備の老朽化に伴う更新及び人口減によります販売量の減少等により、経営環境は厳しいところでございます。

平成30年度決算では、営業損失、赤字でございます。独立採算制をとっておりますので、将来にわたり保安確保、安定供給を継続するには、適正な利益を上げ、運営することが望ましいと考えますので、値下げは難しいと考えます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） わかりました。

民営さんと比べると安い給料で、大変な仕事をしておるわけですが、また頑張って安定供給のほう、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 議案第3号に反対をしたいと思います。

長南町のガスは安いことは承知しております。今年は消費税の値上げなどがあって、たとえ1立方5円の値上げでも、生活に大きな影響を及ぼすので反対をしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 賛成討論をいたします。

このガス料金の値上げを含む長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定については、積極的な賛成ではなく、やむを得ないということを前置きにして賛成討論をいたします。

今年の10月には消費税分の2%が自動的にガス料金に転嫁されています。また、その半年後の令和2年4月

には4%の値上げをします。しかも、この災害でも被災された方に料金の減免措置もされません。でも、非常に真面目な公営企業なんです。23年間、値上げもせずに頑張ってきました。収支均衡のために、職員を減らされても文句を言わずに何とかやってきました。今、言われたように、千葉県で3番目に安い料金なんです。利益のために値上げするわけではないのです。

ガスの安定供給のために3年後、4年後に迫ったガスホルダーの積立金の確保をしなければならないわけです。今年も300万円ほどの赤字ですが、さすがにやりくりができないようです。また、値上げ申請には国の許可も必要で、ようやく認可がおりました。値上げは利用者にとって、うれしいことではありませんが、ガスの安定供給にはやむを得ない負担だと考えます。

よって、私は今回のガス料金の値上げを含む長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についての議案に賛成いたします。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第9、議案第4号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 旧豊栄小学校の貸し出しについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

昨日、加藤議員が一般質問した内容でございますけれども、私は維持管理費がずっと永続的にかかるのであれば、そこは削減できるということは非常に理解できます。

しかしながら、昨日の質問の中で、貸すに当たり修繕費用が1,500万円かかる、防水工事等ということでございます。

まず1点目は、修繕費用1,500万の見込みが、全額町の予算なのかどうか。

2点目は、校舎の解体費用について、具体的にまだ見積もりはとっていないところでございますけれども、4,680万かかる。すぐ今、解体するわけじゃないですけれども、今後、この解体費用等は相手と話ができるのか。

3点目は、先ほど旧西小学校等の修繕費用の話がありましたけれども、今後、相手側に負担を持っていけるような話ができるのかどうか、この3点をお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） それでは、貸し出す前の補修費用について、先日、答弁させていただきました内容について、またお話をさせていただきたいと思っております。

貸し出しを行う前までには、全体でおよそ1,500万円かかるということをお話しさせていただきました。この財源につきましては、県の立地企業補助金、補助率は2分の1なんですけれども、これはまだ確約はしておりませんが、こちらも今後は県と協議をしながら進めていきたいと考えてございます。

2点目なんですけれども、校舎の解体費用、こちらが4,680万円ほどかかるという試算、概算なんですけれども、出ささせていただいたわけですが、まだ解体をするということも決まっております。また、そういった詳細を企業側と詰めていくということも、まだ予定はございませんので、あくまでも質問の中で出た、もし解体するとすれば、このくらいかということに答弁をさせていただいたものです。

○議長（松野唱平君） 企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、宮崎議員さんのほうから3点ほど、1,500万の関係について、修繕の関係につきましては、これはとりあえず貸し出す前にこういうような形で、加藤議員さんの質問で答弁をしたということで、この修繕に1,500万円と解体の5,000万というのは別次元で捉えていただければと思います。

この解体というのは、現時点では、この議案第4号で、株式会社マーキュリー様に貸し付けて、その後、当面は5年間という貸付期間となっておりますので、この関係が専門学校という形で、事業内容でいくのであれば、その後、そのまま永続なのか、また、どうなるのかというのは5年後の判断ということで、また進出してくる企業が長南町では営業採算がとれないということで撤退するのであれば、それは今後、この校舎のあり方を、解体して更地にして、またどのような利活用するのかという考え、アイデアが出てくるというような中で、先を見た中で先ほども言ったとおり答弁したということで、まだ現時点では、とりあえず、まずこの議案でご提案申し上げたのは、相手方の、マーキュリー様の広域通信業務の高等学校運営という形でご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） マーキュリー様にいろいろ説明を、プレゼンを受けた中で、マーキュリーさんも非常に、エントランスを直すとか、中を結構リフォームするという話を聞いています。結構、資金というか、用意をしているのかなということで、ある程度の修繕費用とかそういう部分について、今までの3校の例はありますが、今回、旧豊栄小学校につきましては、ある程度、借り側のマーキュリー様に負担をしていただくという考えもあっていいのかなということでございます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今後、議案のほうでご可決くだされば、そういった使用貸借関係については、当然、通常経費、維持管理経費というものは、相手方に求めていくのは当然ということで、私も町長も、今井課長も3人で地元説明会に行った中でも、そのような答弁をしておりますので、そういった形でのご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 何点かあります。

1つ目は、契約書を議会に開示をするのかどうか。

2つ目は、5年契約で貸し出しますけれども、これまでの3つの旧小学校の貸し出しに当たって、修理費はどれくらいなのか。今後、修理費について負担をどこまで考えているか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、私のほうにつきまして、まず1点目について企画政策課所管ですので、お答えさせていただきたいと思ひます。

契約書の案なんですけれども、今回、事前に見せてほしいという解釈で和田議員のご質問を捉えました。当然、この議案書の今回提出している中身の中には、ここに記載されるべき主要な骨格をなす項目内容、いわゆる対象物件、あるいは貸し付けの期間、相手方の内容、そういったものを記載しております。まず、この点をご理解いただきたいと思います。契約書の案につきましては、議案のご可決をいただいた後に、正式に相手方と使用貸借の契約の内容を協議する予定でおりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

要は、この後で修正が生じる可能性があるかもしれない前提の不確定な契約書の案をお示しいたしますことは、議員の皆様にもそういったことで審議をお願いすることが、適切かどうかというのが非常に難しい判断でございます。したがって、たとえこの契約書を議案書の審議の中でこれから締結されるであろう契約書の案を示したとしても、町が一方的に作成した案というものは、相手方もございますので、現時点ではお示しできないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2点目、財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） これまで3つの旧小学校の貸し出しに当たっての修理費でございますが、まず、旧東小学校ではおよそ370万円、旧西小学校でおよそ1,140万円、旧長南小学校でおよそ630万円となっております。旧西小学校につきましては、防水改修工事等ありましたので、その費用の712万を含んでいるため大きい金額となっております。また、旧豊栄小学校におきましては、統合されて使われなくなってから、ある程度、期間も経過していることから、そういった修理費もふえております。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 旧豊栄小学校の今後のかかる経費で、雨漏りがしているということでしたけれども、それも町の修理費で行うと考えていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） 旧豊栄小学校の雨漏りにつきましては、校舎また体育館で雨漏りが発生してございます。その雨漏りの改修といたしまして約500万円ほどの予算を見込んでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 何点か聞きますよということでお出ししてございましたが、いろいろ今、質疑ございますが、昨日聞いたところでは、貸し出すまで1,500万円ぐらいかかると。電気関係も600万円ぐらいかかるんだろうと。受電設備を旧長南小、みんな直してきましたからかかるんでしょう。

それからまた、金額は出ませんでした貯水槽やガス、水道、プール修繕も必要と聞いておるところでございまして、これがまた、どのくらいかかるかはちょっとクエスチョンだということでした。平成13年の大規模修理で、将来出てくるだろうと思われる天井防水工事、13年にやったということで、また老朽化してくると。推定でその実績から1,000万円ぐらいかかるだろうということでありまして、これを全部足しますと、結構な値段になります。先ほど旧西、東、長南をはるかに超える兆しが出てくるということのようであります。

解体については、5,000万円程度かかるということでお聞きしたところでもありますけれども、あと、ちょっと数点お聞きします。この校舎は築何年たっているかなということが1点。あと割愛して何点かですが、貸し出した後に、さっきの1,000万円程度の防水工事がかかるであろうと、ほかの老朽化もあるだろうということ、さっきの旧西小学校の台風の時もありましたが、いろいろ修理が出てくると。これを誰がやるのかということをお聞きすると。

それから、もう一個、これはちょっと毛色が違いますけれども、校舎を壊して、グラウンドと一緒にして、サニータウン並みの宅地造成をした場合、あそこに何戸ぐらい家が建てられるだろうということの3点と、もう一個、先ほど5年契約ということで撤退云々という話がありました。学校は20年という文科省の決まりがあって、5年契約で文科省がオーケーするのか。もし5年で撤退したら文科省はどうするのか、その辺が何か情報があれば、追加で5年契約の件についても、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、細々とした質問については担当課のほうから、課長のほうから説明させますけれども、基本的には小学校跡地については、既存の学校を町としても今後、地域の拠点となる施設でありますので、使っていくということを前提にしています。ですので、もちろん企業に貸し出さなくても施設の補修が必要な場合は補修をしていくと、維持管理をしていくと。いろんなケースに使っていくと、そういう考え方で取り壊すことを前提にしての考えは、今のところ持っていないわけです。ですので、企業が使う場合には、使用に耐えられるような補修をまずはしていくと。補修をして、引き渡した後の補修については企業に持ってもらうと。

さっき言ったように、災害等、特別な事情がない限り、普通の維持管理はしてもらおうと、そういったような考え方で今います、町としては。そういった考え方に基づいて、また先ほどの質問については個々に答えさせますので、よろしく願います。

○議長（松野唱平君） 企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、加藤議員さんのご質問にお答えします。

まず、校舎は築何年かということで、今回、議案で提案申し上げました本校舎につきまして、これについては昭和50年建築ということで44年経過しております。それと特別棟、これについては昭和56年建築で38年ということで、よろしく願いたいと思います。

それと、もし仮に、あそこの旧豊栄小学校の校舎を取り壊してグラウンド、サニータウン米満のような宅地造成、区画がどのぐらいできるかということなんですけれども、これについて旧豊栄小学校の貸し付けにかかる敷地面積は1万6,238.91平米という形で議案書のほうにもお示ししてございます。サニータウン米満の開発面積が5,259.39平米で13区画に今、現存しているということで、単純に面積を割り返すと3倍になりますので、36区画というような単純計算なんですけれども、ただし、そこには土砂災害防止法だとか県のがけ条例、それと、あそこを見ていただくと平らみがなく、お示しした中では山林等も含んでございます。そういった中で、ご理解をいただければと思います。

それと、契約の5年契約、20年という話なんですけれども、これについては現在、この本契約といえますか、議会の中で今まで3校、同じような形でやってきております。そういった中で、あそこ5年とうたっていますけれども、私、地元の説明会とか、そういったところでも同じような質問の中では、今まで学校関係であると、これは県の許可関係になってきますので、それですと一般的には20年。だから、そうであるならば、その本契約プラス附属の附帯資料の中で覚書等で20年契約であれば、過去の事例を調べますと、それで許認可がおりるだろうというような形で、長期スパンの中の最長の20年というような形でお答えしたということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 大体わかりました。

今、町長が回答してくれましたが、先ほどからちょっと気になっている、町民の方もいろいろ心配しております、例えばもう貸した後は全部、もう向こうの範囲で修理、いろいろやってくれということでしたら、いや、そうじゃないよということをやったので、元役場の職員の方ですけれども、ちょっとご立腹されておりましたが、町長の話だと、貸した後の例えば1,000万円かかるかもしれない防水工事は、借りた人がやるということで、よろしかったですね。確認という意味でちょっと、もう一度。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） その金額の面については、これから契約、個々に事業者と協議することになります。ただ、通常の維持管理というお話ですので、大規模な工事が通常の維持管理の範囲に入るのかどうかというのは、要するに本体の問題ですので、そこところが非常に解釈が難しい部分もあるのかなというふうに思っております。

ます。防水工事もそうですし、大規模な外壁とか、あとは本体に伴う大きな工事等については、これは普通の維持管理に値するのかどうかというのは、ちょっとわからない。それについては、ちょっと協議させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 先ほど森川議員が、旧西小関係のことを聞いた関係で、どこかで関係してくるんでしょけれども、先ほど聞いて、もう44年たっているということで、もう相当たっておるわけでありまして、これからまた20年使うということを考えていくと、先ほどの防水工事もどこかで雨漏りしてくるだろうということで、これはまたちょっと、ここでははっきり言えないというような感じで今お聞きしました。もう、貸すですれば、このまま使っていていいよと、そのかわり全部任せるよということのほうが、はっきりして一番いいと思うんですけども、ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 確かに、今、加藤議員がおっしゃったような形であれば、一番すっきりしていいんです。いいんですけども、実際そうなった場合、借りてはいないんですね、恐らく。あれだけの高年数たって、老朽化している施設を全ての補修を業者が受け持って、なおかつ貸してくださいという企業はいないと思います。何で企業をあそこに呼ぶかという大きな前提は、要するに地域の拠点としての地域の活性化といろんな雇用の創出とか、あるいはその経済効果とか、さまざまなことを含んでの誘致でありますので、誘致をするからには、ある程度のことは、町もしっかり見てあげなくてはいけないというような思いもしておりますので、貸した後の維持補修費については、企業との協議ということにもなりますけれども、そのところは少し時間をいただいて、しっかり議論していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 確かに、今の聞いていましたけれども、小学校は大分古うございます。これから、例えば今回の件だと20年の契約を結ばなきゃいけないというふうになってきますので、そうするともっと老朽化してきますよね。でも、これってやっぱり、どんなことがあっても維持管理費がかかります。

そういう中で、ちょっと自分は思っているんですけども、やはり初期投資がかかりませんので、事業者さんとしてはかなりのメリットがあります。町もその分、さまざまな恩恵を受けるかもしれません。そういう中で、おんぶにだっこというわけも、相手のほうもやはり恐縮すると思うんですけども、そういう中でクラブティさん、マイナビさん、クラブティさんはもう3年たっていますか。そういう中で今後、町、それから事業さんを含めた中で、例えば事務所の修理基金みたいなものを立ち上げていただいて、当然、その立ち上げ方もあると思うんですけども、例えば校舎の面積だとか校庭の面積、それから築年数、そういうもろもろを勘案した中で、例えばそういう基金をつくって、毎年、毎年積んでいって、こういう地球温暖化になっていますから、当然こういう台風というのは考えられます。その中で、やはり町民の理解とか我々議会の理解を得るためには、そういう基金みたいなものをつくって、やはり町と事業者が一体になってやっていくんだと、そういう

ふうな考え方に立って試してみたいかがですか。その辺ちょっと難しいかもしれませんが、そういうふうに取り組んでいけたらいいなと思いますけれども、その考えについて、ご回答願います。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 岩瀬議員のただいまのご提言、大変ありがたく思っております。まさしく、そのとおりになると、非常に事務方としても大変ありがたいなというふうに思っております。

これから大きな問題は、せつかく進出した企業に長く地元に残ってもらいたい、そして地域経済に貢献してもらいたいという思いでいますので、その障害となるのが、施設の老朽化であります。その老朽化の伴う工事補修というのは、これからの課題になってくると思います。町としても、できるだけ将来の財政負担を招かないように、やっぱり今から取り組んでいかななくてはならないと。そういった中で、今のお話、早速、協議会を設けてありますので、そちらのほうに提案をさせていただいて、企業、そして町と話し合いを協議をして何とか実現していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 私も9月定例会であまり賛成じゃない質問をいたしましたけれども、実際に無償貸し付けで5年間、旧豊栄小学校やると。契約は5年契約という話は聞きましたけれども、実際に今回の台風の中で、雨漏り、周辺の施設、設備に関して大体およそ1,500万ぐらいと言っておりましたけれども、5年たてば、またたったところで老朽化がもっと進んでくるし、老朽化のものに手を幾らつけても、それだけだんだんもたなくなるんですね。新しいものであれば30年は、手を出さなくても30年はきちっとしているけれども、30年後から補修修理をすれば、それが今度はまた30年もつかといえ、それが10年もつのか、5年もつのかという話にだんだんなってきますので、ただ5年でそのスパンは終わっても、その後には、もう年数がたたないうちにまた補修ということでありますので、私は今、4校を2校にしろという話を前にしましたけれども、ちょっと違う話になりますけれども、その4校全体の補修費を考えると、もう1校ぐらいは解体できる金額になってくると思うんですね。それだったら早いうちから1校でも解体して、ほかのものに、町の発展のためにしていったらどうかと私は思うところです。

だから、この小学校も無償譲渡です、貸し付けじゃなくて。前から言っているように。そういうことを考えれば、小学校も4校をきちっと残して町の発展のことをやはり考えていますけれども、実際には今3校使っていますけれども、マイナビさんだけは本当に町のためになっているなというのは私、実感しております。

あとの2校はどうかなど。マイナスにはなっていないことは確かだと思いますけれども、そういった中で旧豊栄小学校については、完全に補修、修繕工事とかの費用を出すのであれば、やっぱりちょっと考えなきゃいけないのかなということで、町長も、どうしても学校は学校でと自分の強い意思で進んでおりますけれども、その辺、加藤議員も言った中で、町長さんは答弁をしておりますので、答弁は要りませんがやっぱりしてもらったほうがいいのか。

〔「何聞くの」と言う人あり〕

○9番（板倉正勝君） それについて、1校、僕は解体したほうがいいのか。どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） 答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） いろいろと、ありがとうございます。

これは、学校を残すということは、さっきも言ったように、それぞれの今、公共的な拠点が地域にないわけで、小学校を地域の拠点としたい。どういうふうにするかといったら、投票所とか避難所とか、もちろん消防団の練習の場とか、あるいは自治組織の活動の場とか、いろいろと地域にとって必要な施設だというふうな理解もしているんです。

ですから、跡地を全部廃止して、宅地造成して分譲すればいいんじゃないかと、それも一つの考え方としてあることはあるんですが、そうであるのであれば、また拠点となるべき施設をやはり町としても設けてあげなければならないと、そういう問題もあるわけで、これで校舎を無償譲渡するというようなことで、そういったような町として使いたいときに使えないと、そういう状況は余りつくりたくない、そういう思いの中で今、提案をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、町長、敷地内全部というような考えだったみたいですが、私は校舎のみです。体育館とグラウンドというものについては、無償貸し付けでいいと。建物について、無償譲渡しますと。相手先がそれで条件を飲んでいただければ、もう解体したいという話です。全然わからない。そういう話ですので、それについて。

○議長（松野唱平君） 答弁は。

〔「ちょっと軽めにやってください」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 軽めにやってくださいと言われても、非常に困るんですけども。

無償譲渡ということで、そのことによって、いろいろと問題が、課題が生じなければ、それはそれで一つの方法とは思いますが、ただ、今の施設を町も責任を持つ、借りるほうの企業も責任を持つと、そういうお互いの理解の中で活用していったほうが、より現実的なのかなと。一方的に無償譲渡しますよと言ったら、企業のほうは全部、そのものについては責任を持って改修事業に当たるわけで、幾らいただいたとしても、お金のかかる、そして将来かかるような施設については、なかなかうんとは言わないというふうに思っております。それであるのであれば、取り壊して、そこに新しい施設をつくったほうがよっぽどいいことには間違いないんですね。

そういったようなことで、いろんな含みがありますので、無償譲渡するのであれば、今回、契約した後にも、そういった話もできないことはない、その後のことについては、ちょっと協議をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 議案第4号に反対をしたいと思います。

まず最初に、契約書はきちんと議会に示すべきだと思います。貸し出しは無償でなく、有償にすることを求めます。また、修理費について、これからもかかると思いますので、きちんとこの修理費の契約をし直すべきだと考えております。また、この旧豊栄小学校の貸し出しについて、この貸し出し期間中に通信制の高校はできるでしょうが、専門学校はなかなか難しいのではと考えております。

よって、議案第4号には反対をしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） それでは、私のほうから賛成討論を述べさせていただきたいと思います。

私は次の観点から問題なく、長南町にとってこのような企業を誘致することについて、賛成いたします。特に、このようなスピード感を持って、最後となる旧豊栄小学校には、町長が企業誘致当初から、お話しされていたとおり、学校施設は学校という利用形態が一番望ましいということで、町執行部局でこのような企業が進出していただくことに、ご尽力いただいたことは誠に喜ばしい限りでございます。

それでは、賛成の理由として5点ほど申し上げます。

1点目として、広域通信制高等学校事業などは、学生誘致による交流人口の増加などによって、地域活性化及び雇用創出に大きく貢献でき、将来的に安定的な学校運営を資する点に期待度が非常に高いことであります。

2点目として、貸し付け条件に対し、災害時の避難場所、選挙投票所、地域住民の行うイベント事業には積極的に協力してくれるとともに、町民利用を優先してくれる点であります。

3点目として、独自のプロモーションによる地域特産品の宣伝PRや、商品開発にも手がけ、できるだけ地元で溶け込もうとしている点であります。

4点目として、維持管理経費が企業負担となるので、町の財政負担が著しく圧縮軽減できます。

5点目として、企業誘致を推進していく上で、一般的には固定資産税相当額の奨励金が必要であるが、町としてはそれにかわる支援策として、現時点では新たな財政負担を伴わない無償貸し付けが一番望ましいものとするからであります。

よって、私はこの議案に賛成するものでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 原案に反対です。

それでは、反対の討論をいたします。

私はかねてより町民の貴重な財産であろうと思われる旧小学校を企業に貸すのであれば、有料で貸すべきであると、また、賃貸の契約書の案を事前に議会に示すべきであると言ってまいりました。今回も無料の貸し出しであるようであり、契約内容も先ほどのとおり提示されないということから、めくら判ではありませんけれども、いいかげんな判を押すことはできないということでもあります。

学校として、認可を得る場合には、20年間の長期契約が実際は必要だろうと思いますが、耐震は施してあっても、先ほど聞けば築44年ということで、もうすぐ50年ということで、老朽化は進む一方でございます。さらに修繕には、それなりの費用がかかるだろうと思います。

校舎だけを無料で譲渡というような意見もあり、一案だと思います。昨日の質問で、貸すまでには2,000万以上がかかり、このほかに貯水槽の修繕や水道、ガス、プール等、多額の修繕費が数字はありませんが、予想されるということを昨日聞いております。また将来、防水工事をするとすれば、さらに1,000万円程度が予想されると聞きました。校舎の解体については5,000万円程度がかかるというようですが、いつかは壊さなくてははいけないわけです。

屋内運動場まで壊せとは言っておりません。校舎でございますが、いつかは壊さなくてははいけない。先ほどもちょっと町長にお聞きしましたが、町長はそのような考えはございませんが、私は解体をしてサニータウンのような宅地をして、そこに人が入って活性化をするほうがベターじゃないかということを考えるわけでありませぬ。

学校の経営というのはなかなか難しいものであろうと思います。それが先ほどの御園生議員の言っている賛成討論のように、どのぐらい活性化するか、非常にこれは疑問があるところでございます。もし貸すとしても、先ほど言いましたが、現状渡しとして、町から一切費用が出ないんだと、だから使ってくれということの借り手を見つける、見つからなければ壊してしまうと、そのほうが町にとっては、よろしいんじゃないかということで、今回の提案を反対するものでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 賛成の討論を述べさせていただきたいと思います。

まず、既存の旧小学校の地域に拠点として残していく、町としてそれを活用していくんだということについて、政策として理解をしながら、賛成の討論をしていきたいと思っております。

この進出企業については、平成18年の設立から、14期連続増収を達成し、年商売上金153億、資本金5,000万、従業員数3,795、中堅の中でいえば大手であります。帝国データバンクの法人情報によると、セールスプロモーション、IT業界での委託事業、人材派遣業等、県内では1,257社中52位、全国では5,529社中72位というふうになっています。財務的にも非常に安定経営を行っており、信頼における会社になっているということです。

また、現在、東京にある東新宿統括本部、これを長南町の学校事業運営本部に移管して、その本部機能を移行して開校するんだというふうになっています。

長南町では、通信制高校を精華学園高等学長南茂原分校として、いち早く開校するという手順を準備しているということです。

さらに、南側校舎や体育館は地域交流スペースや災害時の備蓄倉庫として地域貢献してくれる点、地域の皆さんの生活に役立つIT特別講座の自由受講を取り組むなど、そのことが相乗効果を町に対して貢献度が高いんじゃないかと。同時に期待度が高まるものだというふうに私は考えています。

そういう観点に立って、この議案について、賛成をしていきたいと考えています。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（松野唱平君） ここで皆様に申し上げます。

会議規則では午後5時までとなっております。

議事の都合により延長したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

よって会議時間の延長をいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） ただいまの議案第4号について、ほかに討論ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第10、議案第5号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 全体的に、ちょっと質問いたします。

今回の一連の被災は、大災害ということはわかります。また、災害復旧費も6億5,800万円と巨額ですけれども、どうも具体的なイメージが湧いておりません。まず、全体的に、どの辺まで工事が来ているとかそういう

う把握をしたいと思います。

まず1点目として、通年の工事量と比較してどのくらいの工事量なのか。また、この工事の消化に係る予想期間はどれくらいなのか。業者は確保できているのか、これについてお願いします。また、9月9日の最初の被災から3カ月余りたっていますが、10月25日からは1カ月半ほどたっています。進捗状況がどうなっているのか。この辺をあわせて報告できたらお願いします。

全体的に報告が難しければ、1款の農地農業用施設災害復旧工事、2款の補助道路復旧工事と補助河川災害復旧工事についての概況で結構ですから、報告をお願いします。

あと、2点目として災害復旧工事がこれだけあると、通年に予定されている工事への影響が心配されるんですが、予定されている工事への影響をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それではまず初めに、農地農業用施設関係の工事につきまして、ご説明のほうさせていただきたいと思いますが、今回、5号の補正でお願いいたしました分は国の補助によりまして、工事を行います施設で、本台川の水路2カ所並びに被災の大きかった農地5カ所の工事費を要求のほう、させていただいてございます。

こちらの工事につきましては、農地5カ所につきましては、耕作が行われる3月までには完成のほうをさせたいというふうに考えております。ただし、水路の本台川2カ所につきましては、被災規模も、かなり大きいということで、年度内の完成につきましては、ちょっと難しいかなというふうに考えておりますので、こちらにつきましては、繰り越しのほうをさせていただきたいというふうに、現在考えておるところです。

また、4号補正で専決処分をさせていただきました町単独の工事につきましては、現在、町建設業組合のほうをお願いをいたしまして、順次作業のほうを行っておりますけれども、こちらにつきましても、耕作が始まる3月までには、ある程度の工事のほうを終了したいというふうな考えで進んでおりますけれども、何せ工事箇所が多いということで、この場では全て完成をできるというお約束のほうは、ちょっとできないような状況となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 続いて、建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 公共土木災害における道路災害、河川災害についてお答えしたいと思います。

まず、5号の補正予算の内容でございますけれども、工事箇所につきましては先ほど申し上げましたとおり、公共債といたしまして、工事道路債は18カ所を要求させていただいているところでございます。被災の状況につきましては、護岸の復旧、道路路肩の流出による復旧、これについては9カ所、それと盛土、法面、これ路肩が大きく流出したことによる盛土復旧、それが1カ所、あと、構造等による法どめが残りの数となっております。ただし、これは要求時期が現地調査ままならないところの状況ですので、箇所及び金額については、今後また精査をしていくところとなります。

一方、河川災害のほうなんですけれども、河川、天然河岸の決壊ということで、その河岸の復旧といたしま

して、今、具体的には積みブロックによる復旧が6カ所、かごマットによる復旧等が7カ所ということで、計13カ所を工事予定として実施予算を要求しております。

進捗につきましては今現在、査定設計書、先ほど1カ月以内にといいことでしたけれども、査定の日程が発表になりまして、来年の1月の下旬、そちらに現地査定となる予定です。そこで、現地の広報等、予算等の決定がされることとなりますので、そこから実施設計をかけることから、早く見積もっても、年度内発注ができるかできないかというところの状況と考えています。つきましては、本要求箇所が数には変動等ありますけれども、長期間にかかるということは推測されます。よって1年間、川については、やはり渇水時期の施工となることから、そういったことも踏まえて、現在のところ、ちょっと予定がこうだというようなことはちょっと今、申し上げられませんが、長期的なるような見通しでございます。

なお、単独の災害、公共債でできない部分、小さい部分、これにつきましては専決で先ほどいただいたところなんですけれども、それにつきましてはおおむね240カ所程度の情報が寄せられておりまして、建設業組合とガス協同組合、そちらのほうの応援をいただきまして、災害協定に基づく協力要請で、農林とあわせて160カ所程度をお願いをしているところでございます。その他、情報を寄せられた中の被災箇所につきましては、現在約3割、80カ所程度につきましては、応急的な補修等で完了しているところでございますので、単独災害においても、まだまだ、これから実施していかなければいけないというような状況でございます。

以上です。

〔「通年工事への影響は」と言う人あり〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 通年工事の影響ですけれども、当然、災害による突発的なことが起きたことから、本年度の予算につきましても、ちょっと一部見送りをさせていただくように、執行部の所管している事業については、そのようにさせていただきたいということと、あと、通年の工事においても、やはり、復旧作業を優先する方向とあわせながら、優先順位の高いところから実施していきたいと、こういうふうに考えております。影響があるか、ないかということをお問われれば、影響があるということと認識しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 重なった部分があつて恐縮ですけれども、大体わかってまいりました。

その中で、通年工事、復旧、この順位を板倉議員のときも出ましたけれども、しっかりやっていたらと思えます。

もう一点お聞きしたいのは、今、査定されて発注されていますが、当然、漏れもあると思うんですが、もしそういう漏れがあつた場合に、今後については、そのあとになっていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 現地の被災状況の箇所というのは、確かに続報という形でいろいろ住民の方、区長さん等から寄せられております。私どものほうも、全て町道が390キロありますので、全て把握できておりません。ただ、その通報を受けた箇所において状況を見させていただいて優先の箇所であれば、それは随時対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 優先順位、あっちが早いだ、隣にあるのに向こうが早いとか、話は聞こえてくると思うんですが、そういう優先順位がしっかり説明できれば、私も、いや、そんなこと言ってという話もできますので、その辺はよく考慮していただきたいということで、本当にこれからまだ、復旧・復興大変ですが、よろしくお願いいたします。

それを申し上げて質問を終わります。

○議長（松野唱平君） ほかに。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 13ページの教育費、教育総務費の国際交流事業事前視察委託料の関係を、ちょっと質疑をしたいと思っておりますけれども、教育民生常任委員会協議会で既に説明をいただいたところですが、これ、若干ちょっと整理してみますと、本町を訪れた台湾人が本町を気に入り、自分の子供も行かせたいと思い、本町の知人を通じて約1年前に教育長に話があったんだと。そして、この6月にこの間もありましたが児童21名、計31名が来日して、小・中学校で3日間交流を図ったと。この結果、次は本町から台湾を訪れようと、それには現地の調査をしようと、子供の訪問時期は来年の冬休みにしようという案までお聞きをしました。

現地視察は教育長、校長、長南小校長、それから長南小学校で外国語活動等における各種体験活動支援事業をお願いしている長谷川さんというインストラクターの方と3人とし、2月22日、23の1泊2日で教育民生常任委員会とそこで説明を受けましたが、昨日の説明では2泊3日となったと。委員がちょっと短いんじゃないかとか、いろいろなことがあったので、2泊3日ということで訂正がされたと。そこでお金が必要になるわけですが、同協議会では1泊2日の視察費用として47万3,000円を望まれたわけでございます。1人当たり1泊で約16万円、現地ガイドを雇うとしても、ちょっとリッチな視察であるなというのを感じたわけですが、先ほどのとおり予算の要求額の変更もなく2泊3日と変更となったと。

どうせ日本は休みだから延泊しちゃおうなんて考えていたり、そんなことはないと思いますが、そういう中で基本的な何件かをお聞きするわけでございます。

1番目として、1泊の今、行っている6年生の修学旅行でも、大変な小学生がリスクを伴う海外渡航の授業が必要なのかどうかというのが一つ。構想としては本町から何人ぐらいを派遣する考えなのか。

2つ目、先方は毎年来たいと言っているのか、じゃ、当方はどうなのか。

3つ目、教育委員会に諮っていないようなことを先日、協議会で教育長は話されましたが、そのとおりかと。それから児童であることから、保護者同伴が必要と思われそうですが、保護者との意見交換はされておるのかどうか。5番目。

6番目が、町からの補助金をあてにするのか。

さらに今回の予算は、現地視察は委託費となっておりますが、誰に委託するのか、計7つをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 7点いただきましたので、順次ご説明申し上げたいと思いますが、初めに、事業の必要性ということでございますが、基本的には学校の強い要望を実現、あるいはサポートする上で、私は次のように考えております。

私が言うまでもありませんが、これからの子供たちの生きる社会につきましては国際化、情報化というものが、さらに進んでいるというふうに考えます。そして、国際化、情報化は、距離や時間を超越する時代でございます。自分と違う民族や宗教、考え方の違う一つの生活が既に始まっておりまして、そのスピードはさらに増えています。また、足元まで来ているAIにつきましては、意思や自律性を持つまで進化すると言われます。人よりすぐれた能力を持つAIと、子供たちは共存する時代になるというふうに考えております。

そのような、激しい変化の時代に生きる子供たちに、今どんな教育をしておくべきかという問いを私はしております。私は、異文化理解の教育が欠かせない条件である分野だろうというふうに考えます。自分と違う民族の人たちやAIをどう理解し、どう共存していくべきか。その理解と共存の方法を学ばせることは、今を生きる大人の責任であろうし、教育の大切な方向性というふうに考えております。

台湾はアジア圏でありまして、距離的にも近く、相互交流もしやすい環境です。小学生は小学生なりに発達段階に応じて異文化の理解を深める、すばらしい機会になるというふうに考えます。リスクはあると思いますが、それはそれなりに対応していくつもりでおります。今回の福林国小学校との交流を本地区の国際理解や交流エネルギーとして、この機運の盛り上がりを生かしていくということは、意義あることかなというふうに考えております。

2点目の、派遣する児童についての数でございますが、まだ決まったわけではございませんが、下見の段階では10人程度を前提条件として考えております。

そして3番目の、先方は毎年来たいのか、それに対して当方はということでございますが、向こうの子供たち、あるいは保護者も毎年本町を訪問したいという強い希望を送ってきております。私も、毎年受けるのもなかなか大変な部分がございますが、とりあえず、長南小学校のほうでは隔年の相互交流というものができたらというような希望を持っております。

なぜ教育委員会に諮っていないんだというようなことでございますが、基本的に私は予算の伴う新規事業につきましては、基本的に議会の承認をいただいてからということと考えておりましたので、まだ内部調整については十分、今後の課題、承認いただいた段階で具体的計画、あるいはその策定、内部調整については順次進めていくということ考えております。

それから、保護者同伴の件でございますが、安全性の面とかにつきましては、最優先課題でこころも一つの考え方かなというふうにも思っておりますが、内容的には保護者等にもまだおろしてございません。

それから、町からの補助金をあてにするのかということでございますが、幸い本町は中学生も町のお金をいただいて海外派遣させていただいております。小学生におきましても同じようをお願いできればというふうに考えております。

そして、この事業は誰に委託するのかということでございますが、基本的に場所の違う海外でございますので、責任ある旅行者にお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

1番目だったんですが、教育長の今の話だと、学校長かわかりませんが学校の要望があるんだということでお聞きをしました。

あと今回、偶然かどうかわかりませんが、偶然じゃないかもしれませんが、台湾だったと。じゃ、東南アジアいろいろ、ベトナムだ、タイだ、いろいろ治安のいい国もあるわけですが、そういうところが、そうしたら、じゃ、そちらに行こうという発想は余りわかりませんが、偶然台湾だったんですが、東南アジア、いろいろな国がございます。向こう来たいということで、断るかどうかわかりませんが、そういう場合は台湾以外はどうでしょうか。

○議長（松野唱平君） 教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） こういう希望持っておっても、なかなか相手の国とか学校を探すということは、なかなかできない部分がございますし、今回幸いにも大倉議員さんも絡んで、関係の方が台湾と親しい方がいらして紹介してくださいました。そういう意味で、大変向こうのほうとも明るく続いておる人たちでございますので、台湾というようなものは、ある意味いい場所であるのかなというふうに考えて、機会を生かせればというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 今回の予算について反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、計上された教育費の台湾の視察に関する委託費でございますが、当初の説明では3人で1泊2日の47万3,000円で現地ガイドを雇う。どうしても高いのではないかと、この額なら2泊も3泊も可能ではないかと思っていました。今回は、予算額は変わらず2泊3日となりました。また、視察打ち合わせのために、教育長、校長、それから外国語活動等における各種体験活動支援のインストラクターとして教育長から委嘱を受けている長谷川氏の3名で、長谷川氏については教育長から、同氏は台湾にすごく明るく、向こうともよく交流している、言葉や地理的にも明るい人であるということでしたが、どうか。どうせ3連休の出張中ですから、教員の中にも、ほかに適当な人がいないのかなというような考えを持つところでありますが、出張の費用や出張者はさておき、根本的なこととして、先方から来たからお返しに行かなくてはいけないという考えは、余りにも拙速ではないかと思えます。高学年だからとしても当然、保護者の同伴でしょうが、小学生の渡航は高いリスクを伴うと思うのであります。先日の常任委員会協議会でお聞きしましたところによりますと、本件は、

先ほどの教育長の回答のとおり教育委員、教育委員会にも諮っていない。また、保護者の感触も得ていないということでありまして、実に早計であると思うのであります。

よしんば、保護者の皆さん方がこのような交流を望むのであれば、このような交流事業を行う代理店、仲介業者が存在するわけでございます。一部の人に交付金を使う中学校の海外研修事業にも疑問がありますが、もう少し時間をかけ、いろいろな意見を聞いていただきたいと思うわけであります。

以上のことから、今回の補正予算への計上は早計であると思ひ、この予算が含まれる一般会計補正予算には賛成をしかねます。

なお、海外からの学校訪問の受け入れについては臨機応変に対応することと思ひますが、授業の妨げにならないように進めていただきたいと思うところでございます。

ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） では、当事者の1人になってしまうのかわかりませんが、私から議案第5号について、賛成討論をさせていただきます。

この補正予算書は、そのほとんどが台風、大雨関連の復旧・復興費に充てられるものでありますが、一部、加藤議員の反対討論にありました台湾への視察の費用が計上されています。本年6月に来町しました福林国民小学校の児童は、本町の児童・生徒との交流を深め、また日本の文化を学ぶこともでき、大変、意義深い事業であったと教育長より伺っております。また、その福林国民小学校は、今後とも本町児童との交流を強く希望しており、さらなる交流が深められるよう要望しており、一方、長南小学校でも台湾は、身近な国であるので、本町の児童も訪問ができればとの希望を持っているそうです。

今回を契機に、学校相互の継続的な相互交流を核にして、国際交流が深めていけたらよいと私も思っております。そこで、長南町の児童が台湾へ訪問するとした場合、事前にその場所が安全・安心な場所であるのか、台湾の小学校が本当に歓迎してくれるのか、小学生にふさわしい文化交流ができるのか等々、引率に当たるであろう人々が視察するのは当然のことであり、逆に視察もせずに訪問の是非を問うほうがよほど無責任なことではないのかと私は思います。

よって、この視察費は必要なものと考え、この議案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第11、議案第6号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第12、議案第7号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決しま

す。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案通り可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製にあたり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

令和元年第4回長南町議会定例会を閉会します。

(午後 5時30分)